

改正

平成10年11月10日要綱第13号

平成16年2月12日要綱第1号

平成18年7月4日要綱第18号

平成19年7月2日要綱第10号

平成27年3月24日要綱第10号

平成30年4月18日要綱第25号

令和4年3月2日要綱第6号

令和5年3月17日要綱第23号

千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上に寄与するため、千早赤阪村補助金交付規則（平成17年千早赤阪村規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活排水 し尿、その他生活に起因する排水をいう。
- (2) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(補助金の交付)

第3条 村は、村長が定める地域内において、浄化槽を設置しようとする者に対して、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出をしないで又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置しようとする場合
- (2) 店舗等併用住宅においては、住宅部分が床面積の2分の1以下の場合

- (3) 浄化槽の処理対象人員槽が11人槽以上の場合
- (4) 自らが居住せず、販売を目的とした住宅等に浄化槽を設置しようとする場合
- (5) 第5条に規定する補助金の交付申請を提出する以前に、浄化槽を既に設置している場合
- (6) 補助金の交付を受けようとする者及びその同一世帯に属する者が千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年千早赤阪村規則第24号）第2条第2号に規定する滞納者に該当する場合

（補助金額）

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とする。ただし、別表左欄に掲げる区分に対応する右欄に掲げる額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定にかかわらず、あらかじめ浄化槽補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置届受理書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の位置図及び配置図
- (3) 千早赤阪村村税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成29年千早赤阪村規則第24号）第4条第2項に規定する納付証明書等
- (4) その他村長が必要と認める書類

（現地調査）

第6条 村長は、前条の申請のあった浄化槽について、その設置の現場その他の状況等を調査するものとする。

（交付決定及び通知）

第7条 村長は、第5条の申請があったときは、速やかに前条の調査及びその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 村長は、補助金を交付すると決定した場合は、浄化槽補助金交付決定通知書（様式第2号）により、又は交付しない決定をした場合は、浄化槽補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対して通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第8条 前条第2項の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その通知を受けた後、第5条の申請内容を変更しようとする場合又は事業を中止し、若しくは廃止しよ

うとする場合は、浄化槽変更承認申請書（様式第4号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、その日より1週間以内に村長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象者は、規則第15条の規定にかかわらず、補助金に係る事業完了後1月以内（前条第1項の規定により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受理された日から1月以内）又は年度末日のいずれか早い日までに浄化槽実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して村長に提出しなければならない。

- （1） 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあつては、自ら行うことが出来ることを証明する書類）
- （2） 設置費用支払額領収書の写し
- （3） 浄化槽法定検査依頼書の写し
- （4） 浄化槽設置工事の写真
- （5） その他村長が必要と認める書類

（完了検査）

第10条 村長は、前条の実績報告書が提出されたときは、工事及び書類の検査を行い適否の判定をしなければならない。手直しを命じたときも同様とする。

（交付額の確定）

第11条 村長は、前条の検査によって適合すると認めたときは、補助金の交付額を確定し、浄化槽補助金交付額確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助対象者は、前条の交付額確定通知書を受けたときは、浄化槽補助金交付請求書（様式第7号）により補助金の請求をするものとする。

（補助金の支払）

第13条 村長は、前条の請求に基づき、30日以内に補助対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し等）

第14条 村長は、補助対象者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。この場合既に補助金が交付されているときは、その補助金の一部又は

全部の返還を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (3) 補助金交付の条件に違反したとき
- (暴力団等の排除)

第15条 この要綱の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の補助対象者としなない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、この条において「暴力団員」という。）又は千早赤阪村暴力団排除条例（平成25年千早赤阪村条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められる者
 - (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - (3) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められる者
 - (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる者
 - (5) 申請者が当該事業の施工に関する契約にあたり、その相手方が同条第1号から第4号までに規定する行為を行うものであると知りながら、契約を締結したと認められる者
 - (6) 申請者が、同条第1号から第4号までのいずれかに該当する者を、当該事業の施工に関する契約の相手方としていた場合に、本村が申請者に対して当該契約の解除を求め、これに従わない者
- (補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年9月1日から施行する。
(過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号（以下「法」という。））が失効する平成33年3月31日までの補助金額の特例)
- 2 法が失効する平成33年3月31日までの補助金額は、第4条の規定にかかわらず、浄化槽の設置

に要する費用に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、次表左欄に掲げる区分に対応する右欄に掲げる額を限度とする。

区分	限度額
(1) 5人槽	918,000円
(2) 6～7人槽	1,021,000円
(3) 8～10人槽	1,242,000円

附 則（平成10年11月10日要綱第13号）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月12日要綱第1号）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年7月4日要綱第18号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年7月2日要綱第10号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月24日要綱第10号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月18日要綱第25号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和4年3月2日要綱第6号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日要綱第23号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号（以下「特措法」という。））が失効する令和13年3月31日までの補助金額の特例）

2 特措法が失効する令和13年3月31日までの補助金額は、第4条の規定にかかわらず、浄化槽の設置に要する費用に相当する額（当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。ただし、次表左欄に掲げる区分に対応する右欄に掲げる額を限度とする。

区分	限度額
----	-----

(1) 5人槽	918,000円
(2) 6～7人槽	1,021,000円
(3) 8～10人槽	1,242,000円

別表

区分	限度額
(1) 5人槽	332,000円
(2) 6～7人槽	414,000円
(3) 8～10人槽	548,000円

年 月 日

千早赤阪村長 様

申請者 住所
氏名
電話 ()

浄化槽補助金交付申請書

千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

設置場所	千早赤阪村
交付申請額	金 円
浄化槽の型式	名称 認定番号
設置浄化槽の人槽	人槽
住宅の所有者	1. 本人 2. 共有(人) 3. その他()
住宅の面積	1. 1戸建住宅 2. 集合住宅(世帯) (延べ床面積 m ²)
	3. 店舗等併用住宅 (居住部分の面積 m ²) (その他の面積 m ²)
し尿処理の形態 (現状)	1. 普通汲み取り式 2. 無臭式 3. 簡易水洗式 4. 自家処理 5. その他()
家族の人数	人
工事着手の予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
放流先	1. 河川 2. 農業用排水路 3. 公設下水路溝 4. その他()

千早赤阪村指令 第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長 印

浄化槽補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、浄化槽補助金交付申請については、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記の条件を付して交付決定する。

記

1. 交付金額 金 円

2. 交付条件等

(1) 補助対象者は、年 月 日までに事業を完了しなければならない。

様式第3号（第7条関係）

千早赤阪村指令 第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長

印

浄化槽補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった浄化槽補助金交付申請については、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記理由により不交付とする。

記

（理 由）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

千早赤阪村長様

申請者 住所

氏名

電話 ()

浄化槽変更承認申請書

年 月 日付け千早赤阪村指令 第 号の浄化槽補助金交付決定について、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

1. 申請内容の変更

(変更事項)

2. 事業の中止（廃止）

3. 理由

年 月 日

千早赤阪村長様

申請者 住所
氏名
電話 ()

浄化槽実績報告書

年 月 日付け千早赤阪村指令 第 号の浄化槽補助金交付決定の
事業が完了したので、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定に基
づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金交付決定額 金 円
2. 事業着手日 年 月 日
3. 事業完了日 年 月 日

(添付書類)

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 設置費用支払額領収書の写し
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (4) 浄化槽設置工事の写真（設置前及び設置中並びに竣工）

千早赤阪村指令 第 号
年 月 日

様

千早赤阪村長

印

浄化槽補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった浄化槽補助金については、千早赤阪村
浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通
知する。

記

金

円

年 月 日

千早赤阪村長様

申請者 住所
氏名
電話 ()

浄化槽補助金交付請求書

年 月 日付け千早赤阪村指令 第 号で確定通知のありました浄化槽補助金について、千早赤阪村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 円

なお、補助金については下記の口座に振り込まれるよう依頼します。

振込先	銀行・農協 店		
預金種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	ふりがな		